

案 件 名	「宅地造成工事の許可申請手続き要領」及び「宅地造成に関する工事の技術的基準」の改正の骨子案	
政策等の案の題名	「(仮称)宅地造成等工事の許可申請手続き要領」及び「(仮称)宅地造成等に関する工事の技術的基準」	
政策等の案の趣旨と概要	<p>「宅地造成工事の許可申請手続き要領(以下、「要領」という。)」及び「宅地造成に関する工事の技術的基準(以下、「基準」という。)」は、宅地造成等規制法(以下、「旧法」という。)第8条第1項本文の規定により、宅地造成工事規制区域内で行われる宅地造成に関する工事について、「要領」においては申請手続内容について、「基準」においては許可要件内容について必要な事項を規定しております。</p> <p>令和3年7月に発生した静岡県熱海市での大雨に伴う大規模な土石流災害等を教訓として、土地の用途に関わらず危険な盛土等を包括的に規制するため、旧法が改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法(以下、「盛土規制法」という。)が令和5年5月26日に施行されたため、規定整備を行うために改正するものです。</p> <p>本要領及び基準は法上で新たに追加された事項の追加やその他法改正に伴い、下記の内容について必要な事項を定めるものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 盛土規制法施行による法上記載内容の規定整備</li> <li>2 近隣説明・周知に際しての説明範囲等の詳細の追加</li> <li>3 法規定の中間検査以外に中間報告を求める事項の追加</li> <li>4 その他技術的基準の追加</li> </ol>	
意見募集案と関連資料	意見募集案	「宅地造成工事の許可申請手続き要領」及び「宅地造成に関する工事の技術的基準」の改正の骨子案
	関連資料	「宅地造成工事の許可申請手続き要領」及び「宅地造成に関する工事の技術的基準」(現行)
<p>上記の案と資料は、次の場所でも配布しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 吹田市役所 低層棟2階 開発審査室 (213番窓口)</li> <li>2. 吹田市役所 低層棟2階 市民自治推進室 (219番窓口)横パブリックコメント専用ラック</li> <li>3.</li> </ol>		
意見提出者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市内に住む人、市内に通勤している人、又は市内に通学している人</li> <li>2. 市内に事業所を置いて事業活動などを行う個人又は団体</li> <li>3. 上記のほか、本要領及び本基準が定められることによって何らかの影響を受ける可能性がある個人又は団体</li> </ol>	
意見提出期間	令和5年(2023年)11月1日(水曜日)～令和5年(2023年)11月30日(木曜日) 必着	
意見提出方法及び提出先	郵 送	〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市 都市計画部 開発審査室 開発許可・宅造許可担当
	ファックス	06-6368-9901 吹田市 都市計画部 開発審査室 開発許可・宅造許可担当
	電子メール	<a href="mailto:kaichou@city.suita.osaka.jp">kaichou@city.suita.osaka.jp</a> 吹田市 都市計画部 開発審査室 開発許可・宅造許可担当 ※件名に「パブリックコメント」と記入してください。
	電子申込システム	リンク先アドレス <a href="https://apply.e-tumo.jp/city-suita-osaka-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9126">https://apply.e-tumo.jp/city-suita-osaka-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9126</a>
	直接提出	吹田市役所 低層棟2階 (213番窓口) 都市計画部 開発審査室 開発許可・宅造許可担当 受付は、月曜日から金曜日まで(祝日の11月3日、11月23日を除きます。)の午前9時から午後5時30分までです。
意見書の様式は自由です。必要に応じて、別紙意見提出用紙をご活用ください。		
注 意 事 項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ご意見をお寄せいただくに当たり、住所や氏名などの記載は必要ありません。</li> <li>2. 意見書には、意見提出者の区分として、「住民」、「通勤者」、「通学者」、「事業その他の活動を行う者」、「利害関係者(具体的な利害関係もお書きください)」のいずれかを必ず明記してください。</li> <li>3. ご提出いただいた意見提出用紙は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。</li> <li>4. お電話やご来庁による口頭でのご意見はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。</li> <li>5. 障がいのある方で、上記による意見提出が困難な場合は、個別にお問い合わせください。</li> <li>6. お寄せいただいたご意見に対する市の考え方を、令和6年(2024年)4月上旬頃に、ホームページ等で公表します。なお、個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。</li> </ol>	
問い合わせ先	都市計画部 開発審査室 開発許可・宅造許可担当 電話：06-6384-1975	